

令和元年第2回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和元年6月13日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	6月19日 午前10時00分		
	散 会	6月19日 午後2時53分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	島 袋 誠	8	與 那 勝 治
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	與 儀 常 次
	4	座間味 薫	11	嘉 陽 崇
	5	座間味 邦 昭		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	6	吉 田 清 尊	7	玉 城 みちよ
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	我那覇 尚 一	書 記	松 田 洋 子
	局長補佐 兼議事係長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	喜屋武 治 樹	経 済 課 長	久 田 哲 史
	副 村 長	謝 花 良 竹	住 民 課 長	仲 村 美奈子
	教 育 長	玉 城 奎	福祉保健課長	宮 里 政 有
	総 務 課 長	我那覇 隆 文	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃
	企画財政課長	田 港 朝 津	会 計 管 理 者	金 城 寛 樹
	学校教育課長	桃 原 秀 樹	福祉保健課補佐兼 福祉・児童母子係長	上 原 一 也
	社会教育課長	嘉 陽 健		
建設課長兼 水道課長	嶺 井 雄 二			

令和元年第2回今帰仁村議会定例会

議事日程第4号

令和元年6月19日（水曜日）

1. 開 議 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	
2	議案第26号	今帰仁村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について	質 疑
3	議案第27号	今帰仁村心身障害児適正就学指導委員会条例の一部を改正する条例について	質 疑
4	議案第28号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	質 疑
5	議案第29号	今帰仁村水道事業給水条例の一部を改正する条例について	質 疑
6	議案第30号	工事請負契約について	質 疑

○ **座間味 薫 議長** ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「一般質問」を行います。

順次、発言を許します。

2番上原祐希議員の発言を許します。2番上原祐希議員。

○ **2番 上原祐希 議員** 皆さん、おはようございます。

令和元年第2回定例会におきまして、先に通告してありました3件について質問いたします。

質問事項1. 今帰仁城跡の入場料について。

質問要旨、今帰仁村の自主財源の一つである今帰仁城跡の入場料ですが、ここ数年入場者数も減り、今年度は当初予算で入場料収入が前年度の1億円から9,000万円に落ちている。そこで、城跡の入場料を上げることで収入をふやし、よりよい環境整備をすることで観光客の増加と満足度向上につなげていく必要があるのではと考えるが、村の見解を伺います。

質問事項2. 村道今泊シュク原線の整備について。

村道今泊シュク原線は国道505号線と村道兼次今泊線を結ぶ道路ですが、近年住宅などが建ってきている中、道路が舗装整備されておらず、住民生活に支障を来している状況である。今後、さらに住宅などが広がる可能性もあることから、「早期に整備できないか。」との声も聞かれるが、村としての見解を伺います。

質問事項3. 空き家対策について。

空き家対策の進捗状況について伺います。

○ **座間味 薫 議長** 玉城 奎教育長。

○ **玉城 奎 教育長** おはようございます。それでは、ただいまの2番上原祐希議員の質問事項1. 今帰仁城跡の入場料についてお答えします。

今帰仁城跡の入場料は、グスク交流センターが開館した平成17年度から城跡と文化センターの共通チケットの導入のために改定しています。管理費用は年々増加傾向であるため入場料の改定を検討していきたいと考えております。

環境整備につきましては、文化庁補助事業、一括交付金事業及びふるさと納税を活用しながら、文化財としての保全復元及び環境美化等に取り組んでいます。また、国内外の観光客へ歴史の紹介及び観光情報を多言語化することにより、観光客の増加と満足度の向上に努めます。

○ **座間味 薫 議長** 喜屋武治樹村長。

○ **喜屋武治樹 村長** 皆さん、おはようございます。2番上原祐希議員の質問事項2. 村道今泊シュク原線の整備についてお答えします。

道路の整備については、事業費及び交通量に伴う費用対効果を検証する必要があります。現在、村道今泊シュク原線については、交通量等を考えると補助事業での採択は厳しい状況ではないかと思えます。今後の整備については、緊急性・財政状況等も踏まえて検討していきたいと考えております。

質問事項3. 空き家対策についてお答えします。

平成30年度に空き家等実態調査事業を実施し、村全域の空き家を調査しました。空き家実態調査をもとに、今年度は空き家等対策計画の策定、空き家を利活用したお試し移住の制度やルールづくり、次年度にはお試し移住の試験運用を予定しております。

○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 質問事項1のほうから再質問をしていきます。

入場料収入の改定を検討しているということでありましたので、私は入場料、今は400円だと思いますが、500円ぐらいに、1コインで収まるような形がいいのではないかなと思っております。城跡の指定管理も経験した1番議員のほうからもきょう情報提供がありまして、桜まつり等でも30万円分の100円をわざわざ準備しないといけない状況もあったということですので、そういう負担を考えても1コインにして、円滑な事務処理もやりやすい方向がいいのかなと考えております。その辺ですね、大体幾らぐらいとか、そういうのが具体的に考えておられるのか、伺いたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの2番上原祐希議員の質問について、説明いたします。

入場料の改定の具体的な金額等につきましてですが、今から入場料の金額については検討をしておりますので、現在のところ金額のほうはお答えできない状況です。

○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 今から検討ということでは理解いたしました。例えば500円にして100円上がった場合、大体27万人、年間来ると考えた場合に2,700万円ふえるわけです。2,700万円という自主財源の拡大というのは大きなところがあると思います。今これから検討するということですが、いつごろまでに料金改定を検討しているか、伺いたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質問について、説明いたします。

いつごろまでに入場料の改定を考えるかについてですが、今から考えて検討していきますが、ツアー旅行者、バス会社とか航空会社、あと修学旅行等もありますので、すぐには金額等を切りかえるのは難しいと思います。関連する会社等にも周知が必要になってくるかと思っておりますので、令和2年度以降を想定して改定作業を進めていきます。

○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 課長がおっしゃるとおり、既に予約も入っている状況も鑑みると、すぐには料金改定は難しいのかなというのは理解いたしました。例えばそういう方は現在の価格を据え置いた中でお通しして、これから入る方に関しては先に進めていくことも一つの手ではないかなと考えております。例えば私が旅行に行くときに入場料が100円上がったから行かないとか。そういうことは絶対ないと思いますので、今後の整備も考えて、ぜひ早目に対応をしていただけるといいのかなと思っております。たしか今、城跡のほうでNTTの事業でしたか、実験的にタブレットを活用したVR体験でしたか、そういうものもされているとお聞きしましたけれども、そういうふうに入場料収入がふえたことで、新たに提供で

きるサービスもふえてくるのかなと思っております。そういうふうな体験型のサービスを提供することで、より関心を持ってもらい、リピーターにつながるような施策を打つことで、また、そういう事業をしているのは県内でも少ないと思いますので、先進的にやることで、より観光客の皆様が訪れたい地域として今帰仁城跡に足を運んでくれる回数がふえることを切に願っておりますけれども、その辺も含めて、どのようにお考えか伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質問について、説明いたします。

城跡の整備をこれ以上により向上させることで観光客の満足等を上げることだと理解しますが、村では本年度一括交付金を活用しまして、今帰仁城跡等情報発信強化事業を実施していきます。内容としてはコンテンツの充実、画像、文字、文書等、あと音声の情報内容を知るコンテンツを充実させていきます。そして、その中で今帰仁城跡の歴史を学ぶ機能とか観光地の情報案内、そして災害時における情報提供、多言語、日本語、英語、韓国語、中国語、中国語に関しては繁体、簡体で多言語化していきます。これらのコンテンツを用いて情報発信することで村の認知度を図って、観光客の増と満足につなげていきたいと考えています。

今後の事業としましては、多言語説明案内板の設置、あとはジュゴン骨格標本化の事業化、現在検討をしているのが多言語案内アプリの導入、そして今帰仁城跡を3D化で立体映像も可能なサービスが提供できるのではないかとということで、こちらのほうは検討事項として整備計画を考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 ただいま課長からありましたデジタルサイネージ的な情報発信拠点をつくるということでありましたけれども、ぜひそういうのも含めて新たなサービス提供をやっていただけたらなと思っております。そこで財源を生むことで崩落箇所も可能性がある場所がさらに見つかったりとか、いろいろと今後復旧作業とか、さまざまところで財源が必要になってくる場合もあるかと思っておりますので、早目にその辺は入場料等を検討してやっていただけたらなと思っております。

続きまして、質問事項2. 今泊シュク原線についてでありますけれども、現在、現状を鑑みて費用対効果を考えるとなかなか難しい状況だというのは理解いたしました。そこで今、舗装もされておらず砂利道でありますけれども、人が通れないぐらい大きな水たまりがありまして、住民生活にも支障を来しているということでありました。まずは早急に簡易舗装でも対応できるかどうか、伺いたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 2番上原祐希議員の質問に対して、説明いたします。

簡易舗装ができるかという質問かと思いますが、村長の答弁にありますように財政状況も鑑みて、こちらとしては原材料ではズリを入れたり、何らかの応急措置はやっていきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 理解いたしました。なぜ、シュク原線を整備してほしいかと言いますと、今泊でも字内といいますか、そういうところの地域の地価がものすごく上がりまして、この2、3年で3倍ほどになっている状況であります。最近も不動産の折り込みチラシが入っていましたけれども、9万円と

いう価格で載っておりました。そういう状況を考えますと、なかなか地元の方が土地を求めて新たにお家をつくる場合に字内がなかなか厳しい状況になりつつあります。どんどん空き家も取り壊されて、新しい方が入ってきているんですけれども、やはり地元の方ではなく、本土の方ばかりです。そういう状況も鑑みて、地域のコミュニティを形成する意味でも、何かしら手を打たなければいけない。既に村外に出た方とかも実際おりますので、そういう状況を打破するために、今考えられる土地が学校近くでもありますし、今後の可能性も鑑みて、今泊シユク原線の広い土地ですね、そこをぜひ宅地として利用できると、今泊区民としても大変助かるのかなというふうに考えております。この整備自体は現状をあくまでも踏まえての整備で検討した場合には厳しいということでもありますけれども、将来的な考えも含めて、先行投資的にそういうふうな整備をすることはやはり厳しいのかどうか、その辺伺いたします。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質問について、ご説明いたします。

今後としては一般土木の事業なり、今泊、諸志、兼次のほうでやっています集落整備のメニューに照らし合わせながら検討していくことは可能かと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 ぜひ可能性がある事業を探っていただいて、前向きに検討をしていただけたらなと思っております。今この場所ですね、まだお家がそんなにまで建っていないですが、今後また建てたいという方も結構何人か聞いていますので、それも踏まえて、ぜひやっていただけたらと思っております。そこを整備するに当たっては既に家が建てられた後の状況で、これだけお家が建ったから整備しましょうといった場合に、やはり用地取得だったり、その辺の費用もかさんでくだろうと考えられますし、例えば排水とか処理施設をつけたいけれども、もし家が建っても道の幅が決まった後では、なかなか用地交渉も含めて難しい状況になってくるというふうなことが予想されますので、今やりやすい状況の中で先に整備して、何とか住民の宅地の誘致ができるような形ができると、今帰仁村、今後、村長1万人ビジョンというものも持っている中で、非常に必要な場所ではないかなと思っておりますけれども、その辺も含めてどのようにお考えなのか。伺いたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質問について、説明いたします。

議員がおっしゃるとおり、建ってからは用地が買えない状況もあり得るのかなと思っております。農林事業でやるにしたら農地がないと、受益地がないと、農林事業では採択できないという面も出てきます。また200mないと採択が不可能だということになります。土木にするとまた農地では使い勝手、別に必要ではないのではないかとと言われる可能性がありますので、この辺も経済課と建設課と調整しながら何らかの事業がないかを模索していきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 ぜひですね、前向きに検討していただけたらと思っております。

続きまして、質問事項3. 空き家対策について、伺いたいと思います。平成30年度、村全域の空き家を調査しましたという、意向調査だと思いますけれども、調査を終了しましたということでありました。そ

の意向調査の内容ですね、家主の動向、考え方を含めて、活用していただける件数とかもどれぐらいあるのか、伺いたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 2番上原祐希議員の質問について、ご説明申し上げます。

平成30年度、空き家実態について、村内全域で調査をしたところ、調査結果では、これは目視による外観調査でございますけれども、その中で109件の空き家があるということでの調査結果が出ております。その中で109件中、所有者のわかる方について、105件の方に意向がどうであるかということでの調査表をお送りしたところ、28件ほど回答が出てきたということで、その中で売りたい、または売ってもよいということが出てきたのが5件、その中でも比較的損傷が見られない、それから軽い修繕で使えるような家屋というAランク、Bランクと言われるのが4件、それから大分傷んでしまっている家屋、Cランク、Dランクに該当するのが1件ございました。それから貸してもよいということでの意向がある方については、A、Bランクで3件ほどあったということでございます。そのほかは将来的に自分で使いたいとか、将来的に解体してしまいたいとかということでの意向もありまして、とりあえずのところは28件中、7件については売りたい意向、それから貸したいとかということの意向を持っているということが出てきております。

○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 目視によって109件、うち105件の家主さんに確認したということでありました。そのうち回答の中で軽い修繕で活用できそうなものが、全部で7件あって、売るのではなくて貸してもいいが3件ですということに理解いたしました。今後、お試し移住とか、空き家等対策計画の策定とかもあるというふうに書いてありますけれども、これは基本的には7件をどう活用するかという形の具体的なメニュー策定なのか。それともほんとに全体的なお家の、109件と言っていますけれども、たしか区長の調査でも135件とか、数字はちょっと違うんですけども、あったので。その辺も含めた策定計画になるのか、伺いたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質問についてでございますが、空き家等対策計画について、この7件についてが対象なのか、それとも全空き家についてということでございますけれども、空き家対策計画自体が、空き家との調査、それから所有者による空き家等の適切な管理の促進等々含まれておりますので、これは使える空き家だけではなくて、全空き家を対象とした計画となります。

○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 全空き家を対象として管理促進も含めた形での策定だというふうに理解いたしました。これは売ってもよいという回答も5件あったということでもありますけれども、この辺ですね、管理の促進も含めて、村内この数字が109件でありますけれども、どんどん県外の不動産であったり、そういうところが結構入ってきている状況が見受けられるのかなと思っております。今泊の場合ですと、最近3件連続でつながっている空き家があったんですけども、そこをたしか京都の方だと思うのですが、購入して宿にしようということをやっております。そういうことでこの地域の地価がどんどん上がる要因

にもなっています。地元住民的にはなかなか住みづらい環境にもなっているのかなと思っております。フクギもどんどん根元から伐採されて、やっぱり景観上も変わってきているということがあります。そういうことも鑑みて、地域のコミュニティだったり、村の景観を含めた地域コミュニティづくりを考えた場合に、その辺も含めて、ぜひ考えていただきたいなと思っておりますが、やはりこれは民間のことでありますので、なかなか難しいだろうというのは重々理解しているんですけども、できる限り村のほうで啓蒙活動であったりとか、お任せしてもいいよというところなど、まだ数がすごく少ないので、できるだけふやして保全も含めた意味合いでも、この辺の計画策定等にも反映させながらやっていけないかなというふうに考えるのですが、この辺の考えを伺います。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質問について、基本的に計画の中身の中にそういうものを盛り込んでいけるかということだと思いますけれども、県が示した空き家対策計画のマニュアルがございますが、その中には空き家等の調査、それから所有者等の適切な管理等々も含まれておりますけれども、その辺も今帰仁村独自の空き家の計画になりますので、中身について盛り込んでいくかは検討を十分できるものだと考えております。

○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 ぜひですね、今後の今帰仁村のコミュニティづくりも見据えた計画を策定していただけたらと思っております。この空き家については私も何度か質問をさせていただいておりますけれども、これは活用によっては村の財産になり得ると、ずっと言ってまいりました。今回7件、活用できそうな地域だと考えるのですが、この辺ですね、具体的にどのような活用を考えていくのか。その7件の中からお試し移住をするような建物を改修してつくっていくのかですね、その辺の考えをお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質問について、説明いたします。

今後、意向調査の中では、この7件はA、Bランクということで比較的大規模な修繕がほとんど必要ないという外観調査の中での結果ですけれども、その中で所有者の方の意向として、貸してもよいとかということの意向が出ております。次年度については、今年度制度設計を行った上でお試し移住への取り組みも出てくる中で、この辺の所有者との意向の合致も踏まえて、この7件とかというのをピックアップして、その所有者の方々と相談した上で、お試し移住にも活用できればと、この物件についてですね。お試し移住に活用できればというふうに考えております。

○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 理解いたしました。具体的にはこれからということでもありますかね。

今回7件でありますけれども、今後そういう空き家を村としても管理できる件数がふえてきたりとか、そういう場合になかなか行政では管理は難しいのかなというふうに考えております。そういうときにもしかしたら、ほかの地域とか管理団体等、NPOとかを活用してやっていると思うんですけども、その際には将来的に管理をする団体等、そういうものも考えながら計画はつくっていくのかどうか、伺いたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長 今空き家の今後の利活用ということになると、この財産、国の財産になってくるので、行政では今後難しくなるのかなという質問だと思いますけれども、今、上原議員がおっしゃったとおり、まさしくそういう形になってくると思います。空き家利活用というのは、まず行政がしっかりと計画を立てる。借りる側、貸せる側というものをしっかりと計画を立てる。それを地域の住民がきちんと理解をするということをしなないとできないのかなと。私の経験上なんですけれども、その中には区長がきちんとそのことの行政の計画を把握していると。そうすることによって地権者に対して、「こうこうこういうことだよ」。また「地域にもともと住んでいる他島にいる人たちが、ここに住みたいらしいよ」ということをきちんと説明できることが必要だと思います。また今後行政もその窓口になり得るのかとなると、今後議論になると思うんですけれども、空き家等の空き家バンク等の民間的な組織も行政も入って、宅建の免許を持っている業者で地域の方々と一緒に連携をしないといけないと思いますので、空き家の利活用に関しては、おっしゃるとおり、まずは行政がしっかりとした計画をつくるということが大前提に、そこからそれぞれの人様の財産を村に対して有効利用していくということをやっていきたいと思いますので、今後きちんとした計画を立てながら連携していきたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 副村長は羽地でも、そういう経験は豊富だと思いますので、大変心強いなと理解しております。この辺ですね、地域住民の理解を得ながら、まさに副村長がおっしゃるように地域住民が安心、安全な形での利用が必要なのかなと思っておりますけれども、やはり将来的には管理団体等も、今空き家バンクとかの名前もありました。そのときにぜひ、形としては本当は村内の事業者なり、例えば観光協会なり、民泊活用とか、さまざまな形で活用していただいて、村内の事業者の有効活用といいますか、利益にもなるような形のほうがいいのではないかなというふうに思っております。ぜひそういうふうな方向性、できるだけ村内でお金が落ちるような仕組みをぜひ前向きに考えていただきたいのですが、その辺は可能なかどうか、お伺いしたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長 今の質問にお答えします。

今議員がおっしゃったとおり、その財産は民間任せになるとなかなか難しくなると思います。また公的だけがそれをすると先に進まなくなるとしますので、官民一体となって、その中に今帰仁村にも担う団体がいると思いますので、そこはきちんと村と今帰仁の活用できる民間と連携をしながら、担う団体というのを育成していけたらなと思います。

○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 そのほうがより行政も連携をとりやすいと思いますので、前向きに検討をしていただけたらと思っております。私は空き家に関してはいろいろとサテライトオフィスの誘致とか、さまざまなことを言っていましたけれども、この辺ですね、サテライトオフィスも働き方改革、国の政策によっても今さらに注目を浴びている分野になります。きのうもちょっと大きな地震もありましたけれども、リスク分散、企業側のリスク分散というものを考えた上でも、今大変この辺は企業が注目している

というふうに聞いております。働き方改革に前向きな企業の87%ほどがサテライトオフィス等を検討しているということでありましたので、まさにこういうふうな空き家をリノベーション、活用して、企業を誘致することで雇用も生まれ、特にネット環境がないとなかなか厳しいと思いますけれども、そういうものがしっかりと整備されている地域に誘致できると、IT人材の育成とかにも、もしかしたら地元の子供たちにもつながってくるのかなというふうに考えておりますし、雇用を創出することで税収も上がり、今帰仁村の自主財源もさらに上がるのかなというふうに考えておりますけれども、その辺の考えを伺いたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長 ただいまの質問にお答えします。

今まさしく質問があったとおり、空き家というのは住居だけという物の考え方ではなくて、サテライトオフィスもあるだろうし、その中で例えば地域が運営する古民家宿というの也被えられるだろうし、さまざまなことが考えられると思います。その中で雇用創出だったり、企業誘致ですかね、確かにおっしゃったとおりIT関係というのは場所を選ばずできるということがあって、そこに対してその空き家を、その従業員が借り受けて、そこをオフィスにしていくという考え方もあるだろうし、そこに対しては今後、村として、同じ回答になるんですけども、村が皆様のさまざまな意見を取り入れながら、地域の考え方を取り入れながらきちんとした計画を立ち上げて、それをすそ野のように広げて、村民全体に浸透できるようなことが必要なのかなと、そのためにはきちんとした計画というのを、皆さんの意見を聞きながらやっていきたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 ぜひですね、前向きに進めていただけたらと思っております。これは結構口酸っぱくなるぐらい言うてはいるんですけども、そのたびに前向きな答弁はいただいております。その辺ですね、鑑みてもやっぱり具体的にどのように進んでいるのかなというところがなかなか見えづらかったので、ぜひですね、ほんとに前向きにやっていただけたらと思っております。徳島県とか、そういう先進地の事例も私も話をさせていただきました。そういう先進地事例というのはネットでもすぐ拾えますし、実際の企業側の活用した声とか、そこに移住、定住して、テレワーク等を働いている人たちの声も直に聞く、ネットでは幾らでも拾えますので、ぜひそういうものも見ていただいて、具体的に今帰仁村が取り入れていただけたらと思っております。沖縄自体まだそういう事例が少ない地域ですので、先進地として沖縄の中では今帰仁村がなり得る可能性があるのかなと十分理解しているところでもありますので、ぜひ前向きに取り組んでいただけたらと思っております。

続きまして、今帰仁村は平成30年3月末に認定を受けたと思うのですが、地域再生計画というものを申請して、採択されております。その中で5章の2項の事業のところ、地方創生推進交付金を活用してやっていきますよという事業で、数値目標として、平成30年度1件、平成31年度1件、平成32年度1件の空き家を利活用して、県外からの転入者数を平成30年度で145人、平成31年度150人、平成32年度で155人、計450人という数値目標も出しているところでもありますけれども、まず空き家はこれからだというふうな理解でありますけれども、この辺県外からの転入等、今この計画に沿った形で推移しているか、伺いたい

と思います。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質問について、説明いたします。

移住者の推移ということでございますけれども、実際、今帰仁村についてはちょっと前まで9,600名ぐらいいましたが、前にも議会のほうで質問に出ていましたが、今9,300人台ぐらいまで落ち込んでいるんですかね。その中で移住、定住を図ることでの人口増加ということで議員からの質問だと思いますけれども、村内の移住者について、かなりいらっしゃっていることについては承知しておりますけれども、現在移住者が今帰仁村にどれくらいお越しになっているのかということについては、申しわけございません。ちょっと把握していないところでございます。

○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 移住者は数はまだ把握できていないということで理解いたしました。

この地域再生計画を出している際に、5章の2項の事業のほうで地方創生推進交付金を活用してやりませうというふうにあります。これは2分の1の補助事業だと理解しております。2分の1は自治体負担、これも何度も言っているのですが、企業版ふるさと納税の活用ですね。その自治体の2分の1の持ち分を、ぜひ企業の皆様をお願いをして、より自治体負担を軽くして、地域の空き家をリノベーションしたりとか、地域の課題を解決するために企業の皆様の力をおかりしようという制度ですけれども、これは前回も質問をした際には、内閣府から出向してきた前副村長には、併用ができるのかどうか確認したいということで、そのままでありました。これは私は内閣府に確認しました。これは併用できるんです。それができるので、ぜひ今空き家が7件ほど活用できそうなんです、地域再生計画の中では3件という形でありますので、ぜひ民間企業の力もおかりしながら、より多くのお家をリノベーションして、村の活性化のために活用できないかと思っておりますけれども、この辺企業版ふるさと納税等は村長選挙のときの政策にも入っていましたし、理解はしていると思うので、村として活用できるので、この辺ぜひ進めていただきたいのですが、その辺の見解を伺います。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時48分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時49分)

田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質問について、説明いたします。

企業版ふるさと納税については、国の制度によります事業の認定を受けてからの実施になります。通常と違いますか、聞いたところによりますと、ある程度、企業のほうとの前もっての事前調整を行った上で、村の事業計画を出していくというのが通常の流れだというふうに聞いておりますが、現在、今帰仁村においてはその具体的な取り組みには至っておりません。

○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 理解いたしました。これは平成30年度に出していますね。私は平成28年からずっと言い続けています。これに対して前向きに取り組みたいということで行政からも答弁があったんです。村長からもありました。であれば、地域再生計画を策定する前の段階で、確かに計画を立てて、企業

のほうにこの計画に沿って、「こういうことをやりたいから企業の皆さん、お力をかしてくれないですか」という形での順番というのは確かにあります。であれば、なぜそのときやらなかったのか。私はこの事業が必要なのは、今帰仁村は限りある財源、財政的に大変厳しい村であります。それをわざわざ自分たちの財源を使わないでも企業の力をかりて活用できる制度が、国が準備してくれているんです。まさにそういうことを率先して本来やらなければいけないと私は思います。その辺ですね、どういうふうにお考えか伺います。

○ 座間味 薫 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 2番上原祐希議員の質問にお答えします。

企業版ふるさと納税についてですけれども、ご指摘のとおり、村長の答弁には取り組みを強化するということでもありますけれども、その後は具体的な取り組み等について十分行われていませんので、再度この企業版ふるさと納税の制度の活用に向けて、全庁的に協議をして、具体的な取り組み計画を立てて進めていきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 ぜひですね、進めていただきたいと思います。

先日、内閣府に確認した際には、今帰仁村の出した計画に沿って、これも見てもらいながら一緒に話をしました。この辺も確認しても、平成31年度からでもこれは活用できますよと。確かにマニュアルには、まずは計画立案を行政がして、企業にも提案して、寄附をいただくという流れもあるんですけれども、そうではなくて、今からでも企業版ふるさと納税も併用してできますよということでありました。その際に必要なのはK P Iの数値目標を多少やっぱり計画変更等は相談しながら、あと交付金の実施計画ですね、その辺の数値も多少計画の見直しもしながらであれば十分可能だという回答でありましたので、ぜひ早目に活用していただけたらなと思っております。この企業版ふるさと納税は、ふるさと納税のようにただ待っているだけでは寄附は来ません。こちらからしっかりとトップセールスなりで企業様に企画提案し、資金を引っ張ってこないといけないというものでありますので、ほんとにこれは行政の本気度と言いますか、これがしっかりと示されないとなかなか賛同して企業もお金を出してくれない可能性もあります。ですが、今帰仁村の場合は本土のほうで成功している企業様もいらっしゃいますし、そういう方々は今帰仁のためにすごくふるさと納税でも貢献していただいていますので、まずはそういうところも頼りながら、地域の空き家を活用しながら、今後のサテライトオフィス等を誘致して、今帰仁村の活性化につなげていきたいとか、そういう具体的な計画を持ち合わせれば十分可能ではないかなと私は思っております。その辺を踏まえて、もう一度お伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長 ただいまの質問にお答えします。

先ほど村長が答弁したとおり、企業版ふるさと納税ですね、そこも全庁挙げて計画をしていく。また繰り返しになりますけれども、そこも含めて、空き家等の利活用を含めて全体的に計画もしていきます。

○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 そこは委託先であります移住定住促進関係とか、委託している空き家バンク

とか、そういうところも十分活用できると思うので、ぜひやっていただきたいと思います。空き家バンクのほうもホームページを見てみますと、行政と企業とのマッチングとかも自分たちの責務だという形で載っていますので、十分力になってくるのかなと理解しております。また、平成29年度に税制改正がありまして、より使いやすい企業版ふるさと納税の制度になっていますので、それも確認していただいて、ぜひ早期に実現していただけたらと思います。

これですね、移住定住も含めて、今後ほんとに必要なものになってくると思いますので、ぜひ具体的に進めていただきたいと思っているんですけども、私は先進地の事例を踏まえて、よく話をさせていただいています。この前も北海道の上士幌町というところの、ほんとに内陸の80%ぐらいが森林で、人口5,000人ぐらいのほんとに小さな町なんですけれども、そこがすごく成功事例が多くありまして、メディアでも注目されている地域であります。そこが取り組んでいる内容で、まさにお試し移住であるとか、そういうお家を整備して移住者を呼び込む活動もしております。そこはふるさと納税の先進地でもありまして、平成30年度でも20億円ほど集めている、そういう自治体でありますけれども、そこは子育て支援、少子化対策夢基金という形で、子育て世代に、子育て政策にすごく力を入れている自治体であります。同僚議員からもありましたけれども、医療費助成とか、そういうところをほんとに力を入れていて、基金に積み立てているんですけども、その基金を活用して認定こども園の完全無料化も実現しておりますし、もちろん高校生まで医療費も無償です。公営塾も中学生向けにやって、進学支援もしております。認定こども園にですね、外国人教師を誘致して、国際交流も積極的に進めています。また子育て支援、少子化対策として、子育て世代の方が移住してくる際には住宅の助成もしております。こういうことは私はやっぱり政策力であったり、行政の力だったりとということがすごく大きいと思うんですけども、そういうところを過去も見てみると人口はほとんど右肩下がりですね。ほんとに限界集落に近づきつつある地域であったというふうに、私は担当者と話をしたことがありました。平成24年度は5,115名いたんですが、平成26年度に5,000人を割って、4,800人まで人口が減った時期があったんですけども、こういうふうなふるさと納税を活用した財源を確保して、しっかりとした政策で子育て支援を充実させたり、もちろん福祉政策もしっかりしています。コミュニティバスも実際運行しているのですが、そういうことをすることで現在5,000人にふえているのです。それも子育て世代がふえています。そういうふうな地域に共通して、私は先進地を見て思うことは、ふるさと納税の先進地であるのですが、行政の危機感の違いといいますか、ほんとに自分の地域の存続を危惧して、何とかしないとイケないという覚悟というか、その辺の感覚がものすごく違うんです。それを明確なビジョンを持って実行していく力、覚悟というものが政治力であったり、行政力だと私は思います。

地域づくりに向けた政策というのは、私は全部つながっていると思っておりまして、空き家対策なり、移住定住なり、また自主財源の確保なり、さまざまなことを言っていますが、移住定住するにも高齢者よりは生産年齢人口の方が、子育て世代の方がより多くいらしゃったほうが活性化にもつながるし、医療費の抑制にもつながるのではないかと。その方を呼び込むためには子育て支援や教育、そういうものの施策を充実させる必要がある。それを実現するためには一番大事なのが自主財源を確保しなければいけない。そういうことを本当に具体的に政策を持って、自治体の危機を乗り越えている先進地はあるんです。

そういう方との職員の交流もやってほしいと、私はよく話はしています。ぜひ、そういう地域の方を見て学んでほしいなと思っております。そういうもろもろを踏まえた政策というのは、今後絶対的に今帰仁村には必要だと思っています。個別ではないんです。全部つながっていると思っていますので、その辺大きな今帰仁村の今後を見据えた政策ビジョンというものを、しっかりと提案し、実現していく必要があると思っています。

先ほど9,600人がここ数年で9,300人に既に下がっているわけです。周りの地域、沖縄特有で基地があるからこそ生まれる財源もあります。そういう地域との格差は沖縄の場合どんどん広がっていきます。その格差を是正するためには何かしら、やっぱり自分たちで努力して自主財源を確保しなければいけない。ぜひ、そういうふうな見地に立って、今しっかりと先進的に行うことで今帰仁村は先行者利益が受けられると思っていますので、その辺ぜひ、最後は村長の思いも含めて、見解を伺いたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 2番上原祐希議員の一般質問の中での指摘ですね。特に企業版ふるさと納税の質問については真摯に受けとめて、取り組みの弱さを全庁的に検証して、政策立案の過程、全庁的に含めて、今基本的には課長会でいろいろ議論をしているんですけども、個別の政策についての会議とか、そういうことも踏まえて、村長として企業版ふるさと納税を含めて、それと移住定住、それから人口増を含めて、全て共通する課題だと思いますので、取り組みを強化して目標とスピード感を持って、今後取り組みをしていきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時03分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時15分)

次に、山城 太議員の発言を許します。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 さきに通告しました件について質問いたします。

1. スクールバスのバス停について。

以前質問した、悪天候時における生徒への対策はどうなっているか伺います。

2. 自動車免許取得支援について。

以前質問し、「支援へ向け検討する」と答弁があったが、現在はどうのような状況か伺います。

3. ガードレール設置について。

歩行者の命を守り、被害者、犠牲者、加害者もつぐらなない、安全安心な村づくりのためにも歩道のある道路全てにガードレールの設置は必要不可欠と考えるが、村の見解を伺います。

4. 農業振興について。

①村内には多種多彩な果樹、野菜等々生産出荷されていますが、豊富な果樹、野菜等々生産に関する支援体制はどうなっているか伺います。

②生産出荷別及び全農家との意見交換会、交流会、協議会等々の開催について見解を伺います。以上。

○ 座間味 薫 議長 玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 ただいまの9番山城 太議員の質問事項1. スクールバスのバス停について、お答えします。

バス停への上屋、建屋の設置について、県北部土木事務所へ設置要請を行っております。県北部土木事務所においても、国道505号の上屋設置について内部検討を行い、今年度は仲尾次と役場前の設置を予定している旨、回答がありました。スクールバスが利用しているバス停への設置につきまして、引き続き要請してまいります。以上。

○ 座間味 薫 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 9番山城 太議員の質問事項2. 自動車免許取得支援について、お答えします。

「子どもの貧困対策推進基金」等の活用を含め、支援メニューの検討を行いました。実施には至っておりません。現在、村では、自動車免許取得支援について相談があった場合は、村社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付制度を紹介しております。また、普通免許保有者が上位免許の取得を希望される場合はハローワークの教育訓練給付制度等を紹介する体制をとっております。身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けている一定程度の障がいをお持ちの方に対する助成制度については、今後も引き続き取り組んでまいります。

質問事項3. ガードレール設置について、お答えします。

村としましても、児童生徒、歩行者等を交通事故等から守るガードレール設置については、安心安全の面から必要と認識しております。ガードレール等の安全対策については、年1回の通学路合同点検及び通学路安全対策会議において、現場を確認しております。今後も関係機関と連携しながら安全対策を図っていきたいと考えております。

質問事項4. 農業振興について、お答えします。

質問要旨①果樹・野菜等生産に関する支援体制については、農業従事者の高齢化、後継者不足、自然災害等、農業を取り巻く環境は全国的な課題でもあります。現在村では、補助事業を活用した気象災害に影響を受けにくい生産環境の施設整備補助や品質の向上を図るための資材導入補助、経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対する給付事業等を実施しています。今後も関係機関と連携し、支援の充実に努めてまいります。

質問要旨②生産出荷別及び全農家との意見交換等については、村農業の現状と課題確認のため重要なことと理解し、各産地協議会、生産部会等で農家との意見交換に努めているところです。今後一層の現状把握や課題解決に向け、「とびだせ村長室」、「むらづくり出前講座」等の取り組みや、関係機関と連携した勉強会等を検討してまいります。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 スクールバスのバス停について、再度お聞きいたします。

県北部土木事務所へ要請を行っておりますと言いますが、どのような内容の要請なのか。口頭での要請なのか、文書でもっての要請なのか、その辺の答弁を求めます。文書であるならば詳細のほう説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの9番山城 太議員の質問について、ご説明申し上げます。

要請書につきましては、村長名で文書で要請を行っております。内容につきましては、県北部土木事務

所が管理しております国道505号沿いの上屋、建屋等の未設置の場所についての設置要請という内容でございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 その文書の内容だけなんですか。私が質問したのは、子供たちの通学に対する学習の状況ですね。雨に濡れて登校しても、そういった状況が勉強に対しての集中力等々が低下するから、雨、風をしのげるような建屋を建ててもらいたいと。要請と言いますか、提案したんですけれども。その文書の中に含まれていないですよ。何をもって上屋、建屋が必要なのか。そこらあたりどう説明されますか。答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問について、ご説明申し上げます。

要請書の中に児童生徒の登校前、濡れたりするということで授業に集中できないという影響が多々ある旨も記して、要請をしております。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時24分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時25分)

桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問について、追加説明させていただきたいと思います。

要請の内容につきましては、「国道505号沿いのバス停において、いまだ上屋等の設置がなされていない箇所が多くあり、普段バスを利用している住民及び来村者、晴天時には直射日光による熱中症、雨天時には服が濡れ、不快な思いをされています。また、本村の児童生徒においても登校前に濡れると授業に集中できない等、影響は多々であります。つきましては村民、来村いただく観光客及び児童生徒が少しでも快適、安全に活用できるようご配慮いただき、早期の上屋等の設置を要請いたします。」という内容で要請書を提出しております。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 2回目の質問で、そう言っていただければ、そういったごたごたはなかったと思うんですけれども、詳細説明を求められたときには、そういった説明をよろしくお願ひしたいと思います。要請の中で今年度は仲尾次と役場前の設置へつながったということで理解してよろしいでしょうか。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問について、ご説明いたします。

議員がおっしゃるとおりでございます。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 この両箇所に決まった経緯ですね。仲尾次と役場前は内部で決定されたということよろしいでしょうか。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問について、ご説明いたします。

これは土木事務所の道路管理班の内部での検討結果ということで回答をいただいております。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 仲尾次には本部から仲宗根向けに小さな建屋はなかったですか、答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問について、ご説明いたします。

本部から仲宗根に向かう道ですね、現在旧北山保育所があった前に上屋がありますが、今回は設置されていない北山高校前と理解しております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 仲尾次と役場前、これは利用者の数によって優先順位がつけられてそっちになったのか。その辺どのように解釈されていますか、答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問について、ご説明いたします。

これは私の推測の範囲を超えないことですが、利用者の数、頻度等を勘案した結果の設置予定と理解しております。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 実際生徒たちの集合場所、人数の多いところはどんな順番に、なっているのかその辺理解されていますでしょうか。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時29分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時29分)

桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問について、ご説明いたします。

現在持っているのが今帰仁中学校の平成30年度の朝の乗車の数のデータでございますが、乗車の数のデータで見ますと、多いのは西側、旧兼次中学校区でございます。バス停としては北山スーパー、あと城跡入り口、兼次、諸志、与那嶺、仲尾次となっておりますが、年間平均しますと朝の乗車で北山スーパーが朝5.7名、城跡入り口が3.9名、兼次が6.4人、諸志が3.5人、与那嶺が2.2人、仲尾次が4.2人となっております。兼次でのバスの乗車数は兼次のバス停が一番多くなっております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 建屋、上屋は北部土木事務所に全額出させるのか。それとも村の持ち出しというのは考えていないのか。そして今言った人数ですね。そういったのは土木事務所のほうに伝えてあるのか。あくまでもスクールバスの観点から私は物を言っていますので、その辺答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問について、ご説明いたします。

中学校のスクールバスの乗車する人数についてのデータは、土木事務所には提供しておりません。予算の持ち分の話でございますが、全額県が負担して建てるというところで理解しております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 この人数も提供をしていない。予算も全て向こう任せということですよ。人数も提供していないわけですよ。予算も今帰仁村は出さないということですよ。スクールバスはこのものですか。少しぐらい持ち出しも出していいのではないですか。生徒たちの学習環境の改善のためですよ。普通の路線バスが通らなかつたらどうするんですか。それぐらいのこともできないのですか、考えないのですか。子供たちのことを考えていないのですか。予算出さない、出さないだけ考えているのですか。財政が厳しいのはわかりますよ。出すべきは出す。協力すべきは協力する。子供たちのためでしょう。そこら辺答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時34分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時36分)

桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問について、ご説明申し上げます。

国道505号は利用はさせていただいているところではございますが、原則、県の土木事務所の管理ということになっておりますので、その辺も原則的などころで言いますと、県の整備をお願いするところと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時36分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時40分)

9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 再度、質問をいたしますが、県が管理だからといって今帰仁村には何の負担もないような発言があつて、もし、県が上屋をつくらないといつたら今帰仁はそのままつくらないというお考えであると捉えてよろしいでしょうか。答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問について、ご説明いたします。

児童生徒が朝、天気が悪いときに濡れるという状況に関しては決して好ましいというふうには考えておりませんが、設置については村が県に幾らかお金を出すというところではちょっと厳しいのかなと考えております。あと県がつくらない場合、村もそのままつくらないのかというところではございますが、この辺はちょっと粘り強く要請をしていくという考えでございます。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 今後、要請するに当たって、村も幾らか持ち出し、そういったものを検討されて、その要請に当たっていただきたいと思います。そして何よりも子供たちの意見を聞いて、大人だけの考えではないで、学校へ足を運んで、そういう調査をするのも必要ではないかなと思います。私は生徒からお願いされてそういう質問をした経緯がありますので、学習環境の改善ですよ、これは。再度答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 ただいまの山城 太議員の質問について、お答えします。

学習環境の改善ということで、学習環境に含まれることではあると思います。今、担当課長が説明をし

たんですが、全てのスクールバスの待ち合いバス停のところに建屋があつて、風雨をしのげるというのがもちろんベストなんです、今それがない状況です。そこで子供たちのことを考えてということがあったのですが、登校しているのはスクールバスで登校をしている子もいるし、そうでない子もいる。みんな天候条件は一緒なんです、そこで子供たちの教育を考えた場合に、新学習指導要領で生きる力の育成というのがあります。その生きる力というのは確かな学力、豊かな人間性、健康・体力というのがある、その中の確かな学力という中で、これは読み書き、そろばんだけではなくして、変化の激しい社会を生き抜く力の中で、学ぶ意欲、それとそのほかに自分で課題を見つけて、それに主体的に判断して、行動し、よりよく問題を解決する能力の育成というのがありますので、今、中学生が登校するに当たって、明日の天候状況を例えば天気予報で把握するとか、そして明日傘が必要だと思ったら傘を持つとか、そういう自己防衛能力を育てるという観点からも、やはり建屋のないところの子供たちは特にそのような能力をつけていただきたいと、教育にかかわる者としては思っております。もちろん、先ほどから申し上げておりますように全てに建屋があることがベストであるのですが、現在そういう状況ではないので、引き続き要請はしていきますが、生きる力の育成というところからすると、自分の翌日の生活環境をしっかり予測して、それに対応する能力を育成するという立場からも、そのような生きる力をしっかり育成するという立場からしても、このような能力を持った子供たちにつながるような教育施策をやっていければいいのかなと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 中学生ですから、明日雨が降るとか、傘も準備していると思いますよ。対策はしていると思います。当然ではないですか。それを承知して私は言っています。何か矛先を変えられた感じで、納得いかないといえば納得いかないんですけども、今の答弁は。中学生に対して何か失礼な言い方ではないのかなと思ったりしますよ。中学生はこれぐらいわかると思いますよ。天気予報も見ていると思いますよ。明日雨だけど、傘は持っていくですよ。風もありますよ。その中で濡れるわけです。そういった子供たちの悲鳴と言いますか、そういった中でそういった建屋があつたらいいなという声を届けたわけです。教育長のほうにも、そこら辺を理解していただきたいと思います。答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時46分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時48分)

玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 それではスクールバスの待ち合いに関する風雨をしのぐところで、建屋のないところがありますので、教育委員会として優先順位をつけて、そこからまた整備ができるように願いながら、要請してまいります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 バス停の件に関しましては理解いたしました。今後とも引き続き、要請をしていただきたいと思っております。

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時49分)

午 後

- 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時45分)
 午前に引き続き山城 太議員の発言を許します。9番山城 太議員。
- 9番 山城 太議員 2点目の自動車免許取得について、質問いたしますが、支援メニューの検討を行いました、実施には至っておりませんとあります。至らなかった要因は何でしょうか、伺います。
- 座間味 薫 議長 宮里政有福祉保健課長。
- 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの9番山城 太議員の質問について、ご説明いたします。
 国や県、こども貧困関連事業等について、自動車免許取得に活用できないか、補助事業がないか、確認してまいりました。該当するメニューがありませんでした。貧困世帯の子供の自立に向けて、困窮者の自立に向けて運転免許の取得は大変有効とは考えているところでございます。しかしながら、免許の取得には1人当たり20万円余りの費用がかかることから、継続した支援を行うには単一自治体の費用は財源的に厳しい状況であり、実施に至っていない状況であります。以上です。
- 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。
- 9番 山城 太議員 補助事業がなかったということなんですけれども、村独自で考えたことはないでしょうか。答弁を求めます。
- 座間味 薫 議長 宮里政有福祉保健課長。
- 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの質問について、ご説明いたします。
 先ほどお話を申したんですけれども、継続的に支援を行うということでの単一自治体の費用ということで、財政的には厳しい状況で検討はした結果なんです、実施には至っていないという状況でございます。
- 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時47分)
- 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時49分)
 宮里政有福祉保健課長。
- 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの質問について、ご説明いたします。
 貸し付け制度についてでございますけれども、そこについては具体的に検討をした経緯はございませんが、私たち窓口等も含めて、村といたしましては相談があった場合には、各支援がある機関等にお話を通しているところでございます。以上です。
- 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。
- 9番 山城 太議員 今の答弁を解釈しますと、村独自では貸し付けなり、給付なりという支援は行わないで、紹介するという立場で理解してよろしいでしょうか。
- 座間味 薫 議長 宮里政有福祉保健課長。
- 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの質問について、ご説明いたします。
 そのとおりでございます。
- 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。
- 9番 山城 太議員 名護自動車学校、今帰仁自動車学校があるんですけれども、前回も同様な質問をしたのですが、両自動車学校では2分の1ほど、4名に対して補助をしているんです。自動車学校がそれぐらいやるわけです。村でもそういった方々と連携しながら、前も同じことを言ったと思うんですけ

れども、村独自で貸し付け制度なり考えるのも必要ではないかなと思います。村の魅力化にもなると思いますが、その辺答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの質問について、ご説明いたします。

以前ですね、提案のありました普通自動車免許の取得費用の一部免除について、県内の21指定自動車学校が、2分の1の助成を執り行っているということでございました。貸し付けにつきましては2分の1、1人当たり10万円という費用の一部を免除しますというところで、例えば残りの額ですとか、そういうところの額の貸し付け等につきましては、先ほども話はしたんですけれども、継続的な村の財政もありますので、そこら辺も含めながら、財政の状況も勘案しながら、進められたらなというふうには思います。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 村の財政が厳しいのはわかるんですけれども、それ以上にそういった方々は生活困窮しているわけです。免許をとって仕事をしようと思っても免許がとれないわけです。ということは仕事ができないわけですね、やりたい仕事があっても。車関係の仕事。村に住んでいたら税金も村に落ちるわけです。所得税なり。住民税もそうでしょう。地方交付税もそうでしょう。算定基準になるわけです。いざ高校を卒業して、免許がないので職場は雇ってくれない。内地に行きました。内地で生活するんですね。先ほど同僚議員からも人口の定住とか、移住とかの話があったんですけれども、出ていくばかりですよ。そこら辺の底辺の住民サービスがしっかりやっていたら、今帰仁村民が満足していれば、他自治体から「今帰仁はすごく住みやすいんだはずね」という話になって、周りが魅力を感じていくわけです。そこら辺ですよ。財政厳しいのはわかりますよ。貸し付けだったら返ってくるわけです。そこら辺の住民サービスの徹底が今帰仁の魅力、人口の減に歯どめをかけることになっていくものと考えておりますけれども、今帰仁村はただの窓口ではないですか、自動車免許取得に対して紹介するだけ。そういった制度を広報とかに載せて、周知されたことはあるのですか。答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時55分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時57分)

宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの質問について、ご説明いたします。

周知につきましては、今細かいホームページでの不足部分はあるかと思っていますので、ここのほうを周知するところもあるんですけれども、今、村窓口だけではなくて、あと子ども応援支援員がおりまして、あと民生委員ですとか、特に応援支援員のほうでは申請や手続等のところで、その補助を手伝いするということで世帯のほうに行かれたりとか、そういうことでより具体的な制度の周知と言いますか、その内容を細かく伝えて、申請に届けていくということでございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 村ではやらないということなので、もう何を言ってもしょうがないので、次の質問に移りますが、移る前に村ではやらないわけですね。そういった支援は村はやらないと解釈して

よろしいですね、答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの質問について、ご説明いたします。

今、村といたしましては、そちらのほうは考えていないところでございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時59分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時59分)

9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 では次の質問に移らさせていただきます。

3番目のガードレール設置についてですけれども、2、3名が同じ内容で多分質問をしているんですけども、再度質問をして重複するかもしれませんが、年に一回の調査だけでしょうか、答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 9番山城 太議員の質問に対して、ご説明いたします。

調査は年に一回行っております。一回だけです。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 年に一回ということですが、昨今の連日のようにテレビで流れます痛ましい交通事故を見ているかと思われるのですが、それを見て今帰仁村内の道路、ガードレール設置に関して、子供たちが安全で安心して通行できるものと思われているか、答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質問について、ご説明いたします。

議員のおっしゃるとおり、安全にできているかと言われましたら、国道505号だけでも、今泊のほうは通学路でありますけれども両方ガードレールがない状況であります。先ほど申しましたけれども、調査しながら、この辺は重々しつこく県に要請をしていきたいと思っております。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 幾度となく要請されていると思うのですが、設置されないというのは財源の問題でしょうか、答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質問について、ご説明いたします。

県のほうも財源が厳しいということで、優先順位もあるかと思いますが、今のところは平成29年からやっていますけれども、まだ実現に至っていないという状況であります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 多分財源が乏しいからと思うのですが、そこでちょっと考え方を考えてみて、村のホームページやSNSを活用して、県内外の方、世界の方に泣きついてはどうかと思うんですけども。今帰仁の現状ですね、ガードレールが未設置なところが多いということで。そうでないと、子供たちの安全、安心が担保できないと思うんです。そういう状況を発信して、寄附を募ってみて、村が設置してみたらどうか。その辺どうお考えか、答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質問について、ご説明いたします。

協議会も年に一回行っておりますので、今のところ同僚議員の質問の中でも答弁をいたしました。が、県の役割、村道は村の財産なので村がやらなければいけないと、国道505号、県道については県のほうがやらないといけないと、学校でできるものは学校で、この協議会でいろいろ話をして、年に一回実現したものは省いていくというような状況で、今議員がおっしゃるようないろんな方という話ではありますが、今のところは個々の役割を分担してできるように協議しているところであります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 個々の役割をという話なんですけれども、交通事故はいつ、何時、起こるかわからないのです。今の状況では県は設置しないですよ。ほとんどされていませんよ。そういう状況を写真を撮って、それをSNSでアップして、「子供たちの安全、安心のためにどうかご寄附を」というふうに寄附を募るのもいいのではないのでしょうか。個々の役割とかではない、子供たちの命を守る、歩行者を守るためですよ。ひいては加害者を出さないためです。ただ、それだけです。県道、国道あると思いますけれども、この辺はそういうぐあいでやっていかとか、調整は必要かと思うんですが、金がないんだったら金を集める方法を考えたほうがいいと思いますけれども、その辺答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質問について、ご説明いたします。

議員がおっしゃるような方法も一つの方法かなと思っております。今後、県ができないのであれば県の意向も聞きながら、この方向ができるのであれば検討していきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 この辺を村のプライドとか、そういったのを捨て、ほんとに子供たちの安全、安心のために、ぜひそういった方向で受けとって、県との調整も行っていただきたいと思いますが、再度、答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質問について、説明いたします。

今後は県も含めて、検討していきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 次の質問に移ります。

農業振興についてであります。①の果樹・野菜等々生産に関する支援体制についてですが、後継者不足であったのですが、原因たるものは何であるか、答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 9番山城 太議員の質問に対しまして、説明いたします。

いろいろ要因はあるかと考えられますけれども、やはり全国的に言われているのは少子化ということもあります。あと一般的に言われているのは農業に対する魅力、そういったものも一つの要因ではないかというふうに考えております。以上です。

- 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。
- 9番 山城 太 議員 少子・高齢化と魅力ということ、魅力がないから後継者不足に陥ったという一つの要因として解釈してよろしいでしょうか。
- 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。
- 久田哲史 経済課長 個々にはいろいろな理由があるかとは考えられますけれども、やはり一般的な要因としてきついと、いわゆるKがつく職業の一つではないかということで、世間ではそういう感じで呼ばれておりますので、その一つの要因として、そういったものがあるのではないかというふうに考えております。以上です。
- 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。
- 9番 山城 太 議員 その要因を打開するために、村は何か行ったのでしょうか、答弁を求めます。
- 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。
- 久田哲史 経済課長 村の施策として、村長の答弁にありましたとおり、災害に強い、もちろんこちらは台風銀座と呼ばれているところがございますので、災害に強い生産施設の整備とか、当初の経営がなかなかできない方に対して農業次世代人材投資事業等々、あと産地パワーアップ事業とか、できる限りの補助のメニューを導入して、農業に参入してもらいたいということを願って、そのような事業を導入しております。以上です。
- 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。
- 9番 山城 太 議員 そういった補助をもらうには、生産品目ですね、何かの指定があるのでしょうか。それとも全てのもの何でも可能なのか、その辺答弁を求めます。
- 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。
- 久田哲史 経済課長 作物に対して指定があるかということの質問だと思うのですが、災害に強い高機能型栽培施設の導入に関しては、それぞれ県が指定する品目もございます。また、その後も産地協議会等で指定されている品目とか、そういったものがなければ補助事業のほうは該当しないということになっております。以上です。
- 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。
- 9番 山城 太 議員 今帰仁村で新しい果物とか生産したくても、そういう指定を受けていなければ補助事業ももらえないわけですよ。そこに何も魅力を感じないわけですよ。いろんなところで修行して、今帰仁村でもできるからということで、いざ帰って来て、つくろうとしても、補助をもらおうとしてもできない。何か矛盾しませんか。ゼロからスタートですよ、補助事業でそういった強化ハウスとかつくれるのであれば、災害に強い何とかできるわけです。指定されないからそのまま露地栽培ですか、台風来たら終わりですよ。そこら辺の魅力というのと、指定というのを何かある意味、違和感を感じるのです。この指定というのは撤廃できないのか。一般的に考えたら本人が作りたいたものをつくらせて、そういったものに補助を与えるのが補助ではないですか。私はこの果物が好きだから、今帰仁でぜひ、この果物で成功をしたいと。しかし、指定されていないから露地栽培、台風が来たら終わり、次からはもうつくらない。悪循環になる場合もないとは言えないと思います。そういった指定の緩和ですね、そういう相談

があったことはあるのか。その辺答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 議員おっしゃるとおり、新たな品目については、先んじて産地化にしたいという思いはどの市町村でもあるかと思えますけれども、補助事業となりますと、過去の実績を重視するというでもありますので、そのあたりを踏まえて県の要綱等が作成されております。ただ、新たな作物に関しては全く進められていないというわけではございませんので、県単独の補助事業とか、そういったものに対しては、これからも今帰仁村では何ができるかということを考えながら、農家からの要望があれば、要望をしていきたいというふうに考えています。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 これまで要望はあったのか、そういった新しい作物に関しての指定とか。答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 今新たな品目があったのかということの質問だと思いますけれども、私がここに来てからは今のところないんですけども、ただ、これまで新たにトルコキキョウとか、そういったものに関しては生産加速化事業ということで、県のほうでは今帰仁村、沖縄市、西原町、うるま市、本部町は指定をされています。そういったところで補助の対象になっているということはありません。ただ、パイナップルとかでも、新たな品目に関しても県のほうで強化をしております、そのほうにもまた、今帰仁村もパイナップル生産に関して優秀な方もございますので、その辺も踏まえて、新たな苗とかも供給していただくよう試験場と、そういったところと調整しながら、県と調整しながら進めているという状況でございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 そういった指定を受けないと補助事業がもらえないのであれば、新しい作物を個人が作りたいたと、個人で役場に相談しに来ました。そして、それが強化ハウスの補助事業をもらえるまでにどれぐらいの期間がかかるのか。うまいぐあいにオーケーが出た場合にですよ。人数の制限もあるのか。そこら辺どうなっていますでしょうか、答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 期間等につきましては、今のところ即答する資料はございませんので、何年ということにはちょっと答えにくいではありますけれども、なかなか個人では農業の補助事業の場合、受けにくい。いわゆる受けられないという要綱がございます。3戸以上とか、団体であるとか、法人であるとか、そういったものでくくられますので、個人が要望してもなかなか生産法人とか、そういったものでなければ補助は受けられにくいというふうに考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 今の答弁それが魅力を下げているのではないのでしょうか。と思うんですけども、農家は一人で自分で先に進めたほうが、先にやったほうが勝ちではないですか。今の答弁で、何かすごい魅力を感じなくなるような答弁の内容だという感じをするんですけども、その辺、何か違和感を

感じないでしょうか。答弁を求めます。そうでないと今帰仁村、新しい作物でなかなかできないと思いますよ。現状のままだと思います。新しい作物をつくりたくても、指定を受けてないから補助をもらえない。ずっとこんな状況だと思うんですけども。つくれる作物はいっぱいあると思うんですね。そこら辺どのようにお考えか、答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 そのような考えというのは、やはり私たちも持っておりますけれども、産地化ということをお考えすると、個々ではなく、村といったエリアでどのように進めていくかということ判断されるかと思っておりますので、拠点産地ということでもくられてきますので、そうなってくると、やはり個人、個人ではなかなか厳しいものがあるのかなというふうに考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 ますます制度を聞いてみれば、余計魅力を感じなくなってくるんですけども、ずっと同じ作物をつくっているわけですよ。新しい発展が、何か先が見えないわけですね。現状維持なのか。その同じ作物をふやすだけなのか。いつか長い先を見たら飽きてくると思うんですね。観光客のほうも。前回来たのと同じ、新しい発展が、何か先が見えない感じがするんですけども、もっと県にそういうのを緩和できるような要請とか、そういうお考えがないのか、答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 そのあたりに関しましては、農林水産部との意見交換会等もごございますので、行政懇談会ですね。その中でそういった意見もあるということは伝えたいと思います。また、北部の普及課ともかなり高い頻度でいろいろと意見交換会をする時間がごございますので、協議会等も参加していただいておりますので、その中でも村としての要望を伝えていきたいというふうに考えています。また議員おっしゃるとおり、何か新たな作物ができるか、そういったのも考えていかないと、このままでいいのかということも考えている方も結構いるかと思っておりますので、それも踏まえて、新たな品目を進められるかどうかというのも意見交換をしながら、その中で進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 次の②に移りますが、今の答弁のとおり、協議会とかそういった交流会、意見交換会というのは必要になってくるわけですね。村長の答弁では勉強会等を検討してまいりますとあるのですが、これは必要なですよ。意見交換会とか、協議会とか。関係機関と連携した勉強会等を、検討ではなくて、これはやらないといけない内容だと思うのですが、再度、答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 議員おっしゃるとおり、そういう認識でございますけれども、農家としてもいろんな今問題等が発生しているということは、産地協議会あたりで意見として出てきます。農家個々ではどうしても対応できない土壌の問題とか、いわゆるウイルスが入ったり、自分の畑だけきれいにすればいいのかというレベルではもうなくなっているということでございますので、産地化の弊害と言われておりますけれども、隣の畑、ハウスまできっちり土壌の消毒をしなければ蔓延してしまうと。せっかくつくった作物も全て水の泡になってしまうということもございまして、土壌の勉強会とか、また重ねますけれ

ども、新たな品目についてもいろんな知恵を絞りながら、外部の方の意見も取り入れながら進めていけたらなというふうに考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後 2 時 21 分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後 2 時 21 分)

日程第 2. 「議案第 26 号 今帰仁村重度心身障害者 (児) 医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。3 番與那嶺 透議員。

○ 3 番 與那嶺 透 議員 議案第 26 号 今帰仁村重度心身障害者 (児) 医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、質疑いたします。

今回の条例改正では、自動償還方式が導入されるということですが、これまではどのようにして助成をされていたのか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの 3 番與那嶺 透議員の質疑について、ご説明いたします。

これまでは役場のほうの窓口で申請者のほうが領収書を添付して、そして手続をするということで、手間暇がかかっておりました。そして村のほうから、それに基づいて申請者のほうに振り込みをするということでございましたけれども、今回の自動償還につきましては、村と契約をした医療機関の窓口に行かれた場合に、健康保険者証と受給者資格証を提示して、自己負担額を支払うことで、支払いを完了した月の翌々月の末月に受給者へ、あらかじめ登録された口座に医療費が振り込みされるという制度になっていきます。以上であります。

○ 座間味 薫 議長 3 番與那嶺 透議員。

○ 3 番 與那嶺 透 議員 大体理解いたしました。村と契約している医療機関ということなのですが、これは契約をされていないところは、これがないということですか。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後 2 時 24 分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後 2 時 25 分)

宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 先ほどの質疑に対しての説明の訂正をお願いします。

先ほど「村と」ということだったんですけども、沖縄県との重度心身障害者 (児) の医療助成制度の自動償還方式に係る事務取り扱いに係る契約を取り交わしている保健医療機関等であります。おわびして訂正いたします。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第 3. 「議案第 27 号 今帰仁村心身障害児適正就学指導委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。10 番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 議案第27号 今帰仁村心身障害児適正就学指導委員会条例の一部を改正する条例についてであります、この文言だけ変わったのか、中身は変わらないで。就学指導委員会というのと、教育支援員という文言が変わった組みかえの条例改正なのか、中身まで伴った改正なのか、お聞きします。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの10番與儀常次議員の質疑について、ご説明いたします。

改正案として出している現行の条例につきましては、対象となる児童生徒というのが、第1条にもありますとおり、今帰仁村立小学校及び中学校におけるということになっております。現在も就学前、小学校にあがる前の5歳児を対象とした検査等も含めて行っているのが実情であります。そこを文科省の通知文にもありますとおり、一貫して支援ができるという体制を整えるというところで、文言としての変更及び明文化していくというところが狙いでございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 議案第27号について、質疑いたします。

文言ですが改正後の特別支援教育の「特別」は必要ですか。すごい違和感を感じるんですね。なくても構わないのではないですか。何か特別というと、何か特別視しているみたいな感じで、区別しているような感覚があつて。何かすごい違和感を感じるんですけども。やっぱり必要な文言でしょうか、答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの山城 太議員の質疑について、ご説明申し上げます。

現在も特別支援学級であったり、特別支援学校という名称を使用しているところでありますので、そこを支援していくというところで文言としては特別支援教育を振興という表現になっております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 教室に特別というのがあるから、教室も特別を消したほうがやわらかくないですか。何かすごい違和感があるんですけども、支援だけで十分ではないですか。文言にするんだつたら。もう少し軟らかくてもいいのではないですか。特別、特別ではなくて。再度、説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時31分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時37分)

桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

議員がおっしゃるとおり、国が特別支援という言葉を使っても、村が別に使わなくてもいいのではないかということではあるんですけども、中身としては特別な支援を要する児童生徒への支援という意味合いがございますので、表現としては特別支援という表現を使わせていただいております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時37分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時39分)

9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 学校では特別支援教室というふうに設置されているのでしょうか。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質疑について、説明します。

特別支援学級というふうに定義されております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ただいまの9番山城 太議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 それをもう少しやわらかい言葉に変更できないかな。答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質疑について、ご説明申し上げます。

議員がおっしゃる表現としての心情的なところというのは理解するわけでありますけれども、中央教育審議会の中におきましても、特別支援教育の推進というところをうたっておりますので、条例の条文というところもありますので、特別支援という文言を使って、条文としては明記する必要があるのではないかと考えております。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第4. 「議案第28号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第5. 「議案第29号 今帰仁村水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 議案第29号 今帰仁村水道事業給水条例の一部を改正する条例について、質疑をします。

提案理由がいろいろ書かれておりますけれども、開けてみて附則のところに、施行期日が、この条例は令和元年10月1日から施行するということです。下に施行日前から云々書かれていますが、消費税についてということ。これは10月1日から消費税施行に伴うことについての改正なのか。それと水道料金ですね、基本料金は今は幾らで、メーター料金は幾らなのか。また、10月1日から水道料金も値上がりするかどうか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二水道課長。

○ 嶺井雄二 水道課長 10番與儀常次議員の質疑に対して、説明いたします。

今回の条例改正につきましては、令和元年10月1日をもって消費税が8%から10%に上がる予定というか、これに伴って改正を行っております。水道料金の改定も行うのかという話ですが、水道料金は改定を行いません。消費税の8%から10%の2%のアップのみを条例改正しております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 今課長の説明では、10月1日に消費税が上がる予定ということでもありますけれども、上がらない場合は現行のままでいくのかですね。上がらなくてもそのままいって、今の予定どおりやっていくのかどうか。それによって水道料金の赤字改善もできるかどうか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二水道課長。

○ 嶺井雄二 水道課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

この条例が通った場合、今帰仁村としては現行の数字で100分の108を乗じるという文言がありますが、今回からはパーセントが上がるが上がらなからうが、変更があっても消費税に基づいて、今回はもしも、この条例を提案して10月に上らない場合は後ろの施行期日、経過措置が載っているかと思いますが、この辺を変更で提案していきたいと思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 基本料金は消費税が上がるが上がらなからうが、現状のままということで据え置きということで認識していいですか。メーター料金もですね。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二水道課長。

○ 嶺井雄二 水道課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

議員がおっしゃるように水道料金は改定を行いません。消費税のみとなっております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 議案第29号について、質疑いたします。

同様の質疑でありますけれども、これは100分の108という数字が消費税法に基づく消費税額に、文言が変わっているんですけれども、この文言だったら消費税アップしようが下がろうが、これはそのまま通用するというのでよろしいでしょうか。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二水道課長。

○ 嶺井雄二 水道課長 8番與那勝治議員の質疑に対して、説明いたします。

議員がおっしゃるとおり、消費税法に基づいて行えば、変更があってもそのまま準じて、国の8%なり、10%なりということで消費税を施行していくということになります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 そしたら先ほど8%だったら、現行に戻るような話があったと思うんですけれども、そうではなく水準化した改正後、これがそのまま適用されるというふうに捉えてもよろしいでしょうか。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二水道課長。

○ 嶺井雄二 水道課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

先ほども説明いたしましたが、今は8%、10月1日からは10%という予定ですが、この条例が通ったと想定しましたら、この消費税額で、国も8%ということになりますので、そのままの状況で8%でいけるということになります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後2時47分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時48分)
ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第6. 「議案第30号 工事請負契約について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 議案第30号 工事請負契約についてですけれども、今泊港川改修工事(7工区)と書かれていますが、場所を聞きたいですね。北山病院に入る信号機から川沿い、上流の工事なのか。場所の説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 10番與儀常次議員の質疑に対して、説明をいたします。

場所につきましては、国道505号、今泊の信号機、ここから左に、北山病院のところの川沿いです。下から整備をしてきて、今回は国道505号から左のほうの右岸になります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 右岸ということでありますけれども、この距離ですね。それから工事の内容、どういう内容なのか。それについてお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 6番吉田清尊議員の質疑に対して、ご説明いたします。

距離については140m、護岸を整備いたします。以上です。

○ 座間味 薫 議長 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 140mやったら、相当進むと思いますけれども、あと残りはどれぐらいの距離が残る予定でしょうか。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

この工事につきましては、右岸560m、左岸560mです。トータル1,120mになります。距離にしましては左岸が今230m行っています。右岸につきましては、今回140m入れると230mですね。まだ約半分しか実施できていないような状況です。以上です。

○ 座間味 薫 議長 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 完工の予定はいつごろを想定していますでしょうか。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時52分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時52分)

嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

この事業に関しましては一括交付金を利用しております。最終年度の令和3年度までの予定であります。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。

(散会時刻 午後 2 時53分)